

令和7年度 長野市やまざとビジネス支援補助金 手続きの流れ

1 応募から事業採択まで

募集期限：令和6年11月22日（金）

応募申込書、事業計画書等の提出

○応募申込書類一式、及び添付書類を地域活動支援課に提出をお願いします。
事業の内容等で不明な点をご相談ください。

令和7年1月中旬

一 次 審 査

○書類による審査（庁内審査）
一次審査の結果について応募者に通知します。

令和7年1月下旬～2月上旬

二 次 審 査

○予備審査
有識者で構成する審査委員会が、一次審査を通過した応募者の書類を審査し、プレゼンテーションへ進める事業者を選考します。予備審査の結果については応募者に通知します。

○プレゼンテーション（非公開）
予備審査を通過した事業者は、プレゼンテーションで事業をアピールします。質疑、応答を経て、審査員が採点により評価します。（合格点方式）
プレゼンテーションの結果について応募者に通知します。

令和7年3月上旬～中旬

事業説明会（活動拠点の地区住民自治協議会からの意見聴取）

事業拠点となる地区で住民説明会を実施し、住民自治協議会から意見等を求めます。
住民自治協議会の意見等を参考に、事業を採択するかを判断します。

事業採択

○応募者に、事業採択の可否、補助金額、留意事項等を通知します。
※本事業は、令和7年度予算が議決されてからの決定となります。

次ページへ

2 事業実施から事業完了、補助金の支払い

交付決定日以降～令和8年3月31日まで

事業実施

○事業実施の申請

・応募申込みした事業計画を基に、内示された補助金額、留意事項等に沿った内容で補助金交付申請書、予算書等を作成、提出していただきます。

○交付決定、概算払請求の手続き

・申請内容を確認して補助金を決定（通知）します。補助金の概算交付を受けたい場合は、概算払請求により補助金相当額の80%までお支払いすることができます。

交付決定後に事業内容の変更等をする場合には、次の手続きが必要になります。

○変更承認申請書の提出

- ・交付対象経費が20%以上増減する場合
- ・事業の実施箇所等、主要な内容に変更が生じた場合

※事業を中止（廃止）する場合も手続きが必要ですのでご相談ください。

事業実施報告書の提出

○市による事業実施（中間）の状況確認

- ・事業実施状況報告書（様式第5号）の提出

事業の終了報告

○事業終了後、事業実績報告書を地域活動支援課まで提出してください。領収書等の証拠書類の写しが必要です。提出された書類、現地調査等により事業完了の確認を行います。

○確認後、補助金額を確定し通知します。

補助金の請求

○確定通知が届きましたら、補助金交付請求書を提出してください。概算払いした額を差引き残りの補助金を振込みします。

3 事業の評価

事業の評価の公表

○事業成果報告書を提出していただきます。必要に応じ経営指導を実施します。

○成果については市ホームページ等で公表します。